

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、安定経営のもと、積極かつ効率的な事業推進を図りつつ社会貢献を果たし、お客様、株主の皆さまの期待に応え、社員一同皆さまと喜びを分かち合うことを経営ビジョンの一つとして掲げてあります。また、当社は規模が大きくないため、迅速な意思決定、相互牽制が可能な体制となっておりますが、円滑に業務及び組織を拡大させ、持続的な企業価値の向上を実現していくためには、経営の公正性・透明性の確保やコンプライアンスの徹底が不可欠であると認識しており、経営上の重要課題としてあります。このため、社外取締役・社外監査役の選任や適切な情報開示、株主の皆さまをはじめとしたステークホルダーへの配慮を行うなど実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めて参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレート・ガバナンスコードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社タカラーベン	1,000,000	21.12
佐々木 義実	148,000	3.13
澤田 正憲	144,000	3.04
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505277 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	113,300	2.39
中島 正章	100,000	2.11
川村 正之	66,600	1.41
株式会社SBI証券	60,100	1.27
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	53,460	1.13
倉増 晋	49,000	1.04
金子 和徳	39,700	0.84

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

当社は自己株式160,144株(2018年3月31日現在)を保有しておりますが、【大株主の状況】には含めておりません。また、所有株式数の割合は自己株式数を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3月

業種

不動産業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高 <small>更新</small>	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
手島 芳貴	他の会社の出身者										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
手島 芳貴		株式会社タカラーベンの専務取締役であります。同社は当社の大株主であり、同社との間で、業務資本提携契約を締結し、不動産売買等の取引関係があります。	株式会社タカラーベン専務取締役として培われた経営者としての経験と見識を当社経営に活かしていただけることを期待し、社外取締役に選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人より四半期毎に監査報告を受けております。
また、必要に応じて監査室及び会計監査人とも情報交換を隨時実施し、監査の有効性を高めることに努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岩本 康博	弁護士													
八木橋 泰仁	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩本 康博		ラーネッド総合法律事務所の弁護士であり、同事務所は当社と法律顧問契約を締結しております。	弁護士として有しておられます専門知識と企業顧問弁護士としての経験からのアドバイスを期待し、社外監査役に選任いたしました。 なお、岩本康博氏が所属する弁護士事務所と法律顧問契約を締結しておりますが、年間取引額が当社売上高に占める割合は1%未満であるため、一般株主と利益相反関係は生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
八木橋 泰仁		八木橋泰仁氏の経営する税理士法人ファシオ・コンサルティングは当社と税務顧問契約を締結しております。	税理士として有しておられます専門知識と業務・相続・資産管理の支援等を行ってきた経験を当社の監査に反映していただくことを期待し、社外監査役に選任いたしました。 なお、八木橋泰仁氏が経営する税理士法人と税務顧問契約を締結しておりますが、年間取引額が当社売上高に占める割合は1%未満であるため、一般株主と利益相反関係は生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役及び社外監査役の選任にあたり、一定の基準は設けておりませんが、実績や資質等を総合的に判断し、優れた人材を確保することとしております。また、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、一般株主と利益相反のおそれがない独立性の高い社外役員の確保に努めています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

現社内取締役には、2種類のストックオプションが付与されています。

- 1.2005年6月29日定時株主総会決議 新株予約権 合計:4,000株(2名)
- 2.2008年6月25日定時株主総会決議 新株予約権 合計:10,000株(2名)

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

取締役2名に対して、新株予約権を発行しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社では、取締役報酬の総額を有価証券報告書にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しましては、管理本部を担当窓口として、取締役会(定例・臨時)の都度、招集(報告事項・決議事項等)を事前に連絡するとともに、常時、質問・資料請求等に関して迅速に対応する体制を取っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社のガバナンス体制は、取締役・監査役制度を採用しています。また、その他内部統制システムの整備、コンプライアンス、リスク管理を行うための規程及び委員会を設けてあります。当社のコーポレート・ガバナンスの体制は以下のとおりです。

1.取締役の状況

取締役会については、原則月1回定例取締役会を、また必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営に関する重要事項及び法律で定められた事項を決定するとともに、業務執行の監督を行ってあります。現在取締役は4名選任されており、うち1名は社外取締役であります。

2.監査役監査の状況

監査役は、原則として取締役会に出席し、経営状況の把握や法令遵守等の監査に努めるとともに、適宜意見の表明を行っておりますほか、概ね1ヶ月に1回の監査役会を開催し、監査に関する重要事項についての協議並びに情報交換を行っております。また、必要に応じて監査室や会計監査人とも情報交換を行い、監査の有効性を高めることに努めています。現在監査役は3名選任されており、うち2名は社外監査役であります。

3.内部監査の状況

社長直属の監査室において、年度の監査計画に基づき監査役との連携をとりながら業務全般にわたり内部監査を実施しております。監査結果は直接社長に報告され、必要があれば被監査部門に対して改善指導を行います。

4.内部統制システムの整備及びリスク管理体制の整備の状況

内部統制システム構築のため、経営企画担当取締役を責任者とする「内部統制委員会」を設置しております。同委員会は、内部統制に係る体制の構築及び推進に関する事項について検討、審議等を行っており、評価結果について取締役、監査役、監査室と意見交換を行っております。また、内部統制の基本方針として「内部統制基本規程」、「リスク管理規定」、「コンプライアンス管理規定」を定め、内部統制及びコンプライアンス、リスク管理の充実・強化を図っております。

5.会計監査の状況

監査法人A & Aパートナーズとの間で監査契約を締結しており、通常の会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。なお、監査業務を執行した指定社員・業務執行社員は、木間久幸氏、岡賢治氏の2名であり、監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他2名であります。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役・監査役制度を採用している理由は、(i)お客様の視点に立った経営を推進するために取締役が経営の重要事項の決定に関与するべきであること、また、(ii)健全かつ効率的な業務執行を行うためには、業務執行者を兼務する取締役による相互監視と社外取締役及び社外監査役による経営監視を行う体制が望ましいこと、を理由としています。

なお、現在社外取締役1名、社外監査役を2名選任しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議案の内容を理解して頂く十分な期間を持っていただきため、招集通知の早期発送と発送日前の当社ホームページへの掲載を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の株主総会は、総会集中日を避けて開催しております。
その他	総会開催日時、招集通知及び決議通知、議決権行使結果、株主総会で使用した資料等を当社ホームページにて掲載しております。 また、株主総会に当日出席された株主の皆さまの議案への賛否結果につきアンケートを実施し、その結果を臨時報告書で開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに記載しております。 URL: http://www.sunwood.co.jp/ir/irpolicy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を、年に数回開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL: http://www.sunwood.co.jp/ir/ 記載内容:決算情報、その他適時開示資料、経営方針、コーポレート・ガバナンスの状況、決算説明資料等	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:管理本部 IR担当役員:取締役管理本部長 澤田 正憲	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営ビジョンのひとつとして「事業推進を図りながら社会貢献を果たし、お客さま、株主さまの期待に応え、社員一同皆さまと喜びを分かち合う」ことを掲げております。 事業を通じて持続可能な社会の実現に貢献していくことをを目指すとともに、日常の活動の中でも社会との良き関係を保つための取り組みを推進してまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	社会的責任に関するURL: http://www.sunwood.co.jp/company/csr.html 記載内容:環境、品質、社会貢献に関する取組み等
その他	招集通知をカラー化し、わかりやすさを向上させました。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、内部統制システム構築のために基本方針を定めております。経営企画担当取締役を責任者とする「内部統制委員会」を設置しており、内部統制委員会を中心に経営者、各委員会、監査室、各部門が一体となって更なる内部統制システム整備を推進して参ります。

[1] 法令、会社倫理規定遵守の管理

1.コンプライアンス管理

取締役、従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保する為の体制

(1)「コンプライアンス管理規程」等の諸規程を整備し、コンプライアンス管理責任者を定め、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とし、違反する行為を未然に防止している。

(2)コンプライアンス管理責任者は、コンプライアンス体制の構築及び不法・違反行為の未然防止を図り、役員及び従業員全体での意識向上のための啓蒙活動を推進する。

(3)従業員のコンプライアンスに関する相談・通報窓口として「内部通報制度」を設ける。また、内部統制責任者、取締役及び監査役がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス管理責任者に報告するものとする。報告・通報を受けたコンプライアンス管理責任者は、その内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上決定し、全社的に再発防止策を実施する。

2.情報管理

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、全社的に統括する責任者を内部統制責任者とし、「文書取扱規程」「情報システム業務管理規程」に従い職務執行に係る情報を、文書または電磁的媒体に記録し、保存する。

3.リスク管理

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)「リスク管理規程」等の諸規程を整備し、リスク管理統括者を定め、当社全体のリスクを網羅的・統括的に審議する。

(2)リスク管理統括者は、リスク管理状況の問題点の把握に努め、改善策を審議し、その結果を定期的に内部統制責任者及び取締役会に報告する。

(3)緊急を要する重要なリスクが生じた場合には「リスク管理規程」に従い、社長をリスク管理統括責任者とし、対応を行う。

4.事業運営管理

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)職務権限・意思決定ルールの明確化を行う。

(2)取締役会による経営計画の策定、経営計画に基づく各部門の業務目標、予算の策定及びITを活用した月次・四半期業績管理を実施する。

(3)取締役会等による月次業績・改善策の管理を行うことにより、業務の効率化を図る。

5.報告管理

取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

(1)毎月開催される定期取締役会に監査役は原則として出席し、取締役会で審議・報告される内容を取締役と共有する。

(2)内部通報窓口に監査役を含めており、当該通報を行った者に対して、いかなる不利益な取り扱いも行わないこととし、その旨を取締役及び従業員に周知する。

6.その他

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の業務執行に関する監視・監督を行い、また主要な稟議書、その他業務の執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて代表取締役社長に意見を求める。

(2)監査活動において必要となる内部資料がある場合は、関連部署及び管理本部の各担当者が隨時実務面において補佐することとしており、必要に応じて、弁護士・会計士に相談する機会を保障し、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用は会社が負担する。

(3)監査役は会計監査人及び内部監査部門から、会計監査計画及び監査結果等の報告を受けるとともに情報交換を行うことで、緊密な連携を保ち監査役監査の実効性の確保に努める。

[2] 財務報告の信頼性確保のための管理

財務諸表作成のための必要な数値検証のための業務プロセス管理

(1)当社は、財務報告の信頼性を確保するために、以下を実施する。

a.資産の保全を図るため、会社資産の取得、使用及び処分に当たっては、正当な手続きと承認の下に行い、複数の従業員の相互チェックを行う。
b.同一部署で同一業務を長期間担当する従業員が生じないように人事管理面で留意する。

c.準拠するべき法令、企業会計原則、社内規程等、一般公正妥当と認められる企業計算に留意し、財務諸表を作成する。

d.監査室はサンプリング調査を十分に実施し、財務諸表については法令に従い、監査法人の監査を受ける。なお担当会計士は、7年に一度の割合で交代するものとする。

e.財務諸表の適正及び財務諸表作成に係る内部統制の有効性に関する事項は、内部統制委員会の確認の上で、社長がこれを行う。

(2)内部統制計画の一部として下記事項に関する計画案を策定する。

a.財務諸表作成に必要な数値の裏付けとなる業務プロセスについて、財務報告の信頼性を確保する観点から、担当従業員は定められた手順に従い業務を行い、検証が可能となるよう帳票等を保存する。

b. aの目的達成の合理的な保証が得られるだけの各手続・承認のプロセスの正当化を検証する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応するものとし、その指針として「行動規範」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を定めております。主な整備状況は次のとおりです。

(1)反社会的勢力との取引防止に努めるため、各部署からの情報の報告体制を構築し、管理本部にて取引先情報を一元的に管理する。

(2)コンプライアンス管理責任者と管理本部が協力し、各部署の対応に関する指導・支援を行うとともに、経営に関わる重要な問題と認識した場合には、迅速に経営層に報告する。

(3)反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、警察等関連機関とも連携し、対応する。

(4)反社会的勢力への対応を、コンプライアンス教育の中に組み込み、社内研修等を通じて周知に努める。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

1. 適時開示の責任者及び担当部署

当社における適時開示は、IR担当役員による管理のもと、管理本部が担当しております。

2. 適時開示に関する社内体制

(1) 決算情報につきましては、管理本部が担当しております。

(2) その他の重要事実に関する情報につきましては、各部門長からIR担当役員に集約された上で管理されます。IR担当役員はそれらの情報について法令及び諸規則に則って開示の要否、内容等を検討し、適時開示が必要であると判断した場合、管理本部において開示資料を作成します。

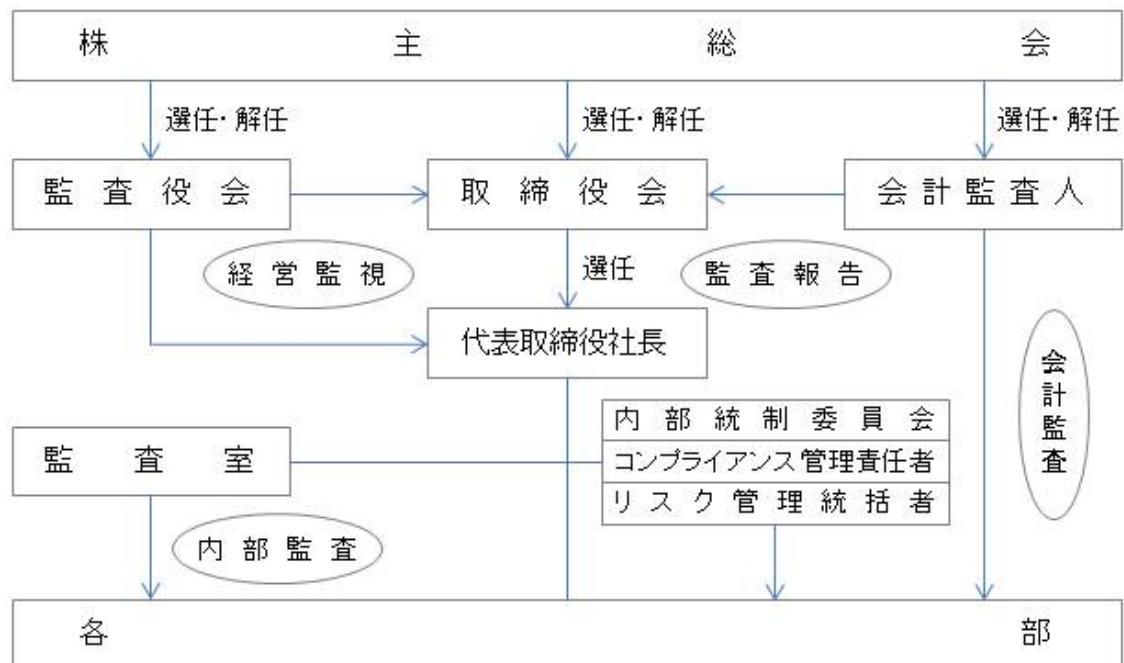
(3) 上記の手続きを経て、IR担当役員はその内容に応じて取締役会又は代表取締役社長による承認を受けた上で開示手続きを行います。

3. 開示の方法

IR担当役員の指示により管理本部担当者が、東京証券取引所が提供する「TDnet(適時開示情報伝達システム)」に登録することにより公開した後、速やかに当社ホームページに掲載します。

【参考資料】

内部統制システムを含むコーポレートガバナンス体制についての模式図



適時開示体制の概要(模式図)

